

産業構造審議会 通商・貿易分科会 特殊貿易措置小委員会（第26回）

議事録

日時：令和元年12月9日（月曜日）17時00分～18時00分

場所：経済産業省本館17階第1特別会議室

議題

1. 日本における貿易救済措置の活用動向と政策的取組について
2. 中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する不当廉売関税の課税に関する調査の開始について

議事内容

1. 日本における貿易救済措置の活用動向と政策的取組について

○平林特殊関税等調査室長 資料2に基づきご説明をさせていただきます。

1ページ目をまずご覧ください。まず、本日も議論いただきたいポイントについてでございます。我が国のADの発動件数ですけれども、諸外国と比較すればまだまだ少ないといった状況の中において、ボトルネックは何だろうかということを我々として整理をさせていただきました。

まず1点目といたしましては、制度に対する理解度の不足。2点目といたしましては、申請から調査開始に至るまでのコストに対する懸念があるのではないかということ。3点目といたしましては、関係者との利害対立に対する懸念ではないか、というふうに我々としては認識をしているところでございます。

1点目、2点目につきましては、2ポツでございしますが、説明会の開催や申請書のひな形等の対策を通じて、一定程度解消しているのではないかというふうに認識をしております。

3点目でございます。一方でということですが、関係者との利害対立に対する懸念の緩和に向けて、一連の制度改正によって、一定程度業界内の合意水準の緩和等行ってきたところではございますが、まだ同業他社で足並みをそろえたいといった認識が依然強く、業界内調整の難しさやユーザー企業に対する懸念、こういったところの緩和をしていくことが必要ではないのかというふうに認識をしておるところでございます。

具体的に、③のボトルネックに向けて政府・産業界はどのようなアプローチを取れるのだろうかといったことについて、本日、ご議論いただきたいと考えております。

次に、これらの認識に至る背景についてご説明をさせていただきたいと思っております。2ページ目でございます。まず、世界の動きをみていきたいと思っておりますが、左下の棒グラフでございます。世界全体でAD措置の発動件数は、2018年足元では203件ということでございますが、2011年と比べますと2倍以上増加しているという状況でございます。特にインド、ブラジル、中国等といった新興国の活用が増えているといったのが特徴ではないかと見ております。また、右側のセクター別発動件数でございますが、鉄鋼等の金属、化学工業製品等で約6割を占めているというのが全体のトレンドではないかと思っております。

3ページ目でございます。世界的な貿易転換の動きでございますが、これは従前からではございますけれども、中国では供給過剰構造がますます顕在化しているといった状況、あわせてアメリカのトランプ政権の発足後、貿易制限的な措置が加速しているということで、世界各国もこれに対して貿易救済措置の対策をとっているのが現状ではないかと思っております。よって、貿易転換によって行き場を失った製品が日本に急激に流入する可能性があるというふうに考えております。例えば右下の折れ線グラフでございますが、これはポリエチレンテレフタレートについて、アメリカ及び日本が中国に対して発動した事例でございます。アメリカが先に中国に対してアンチダンピングの調査を開始し、課税を開始したところでございますが、アメリカへの輸入が急激に収まるとともに、それと反比例する形で日本への輸入が急増しているといった事例でございますが、こういったことがその他の製品及び産業においても起こるのではないかといたことが予想されるわけでございます。

続きまして、4ページ目でございます。我が国の発動案件でございますが、2015年、トルエンジイソシアナート以降、毎年1件ずつ課税をしているといった状況でございますが、それ以前につきましては、さかのぼること7年、2008年に、電解二酸化マンガンについて調査を開始し、課税をしたところでございますけれども、更にさかのぼれば6年前といったことで、措置が少ないとはいいつつも、近年では措置の発動は活発化しているのが現状ではないかと思っております。特に中小企業または業界団体による申請や課税期間を延長した事例もございまして、こういったところが近年の特徴としては挙げられると思っております。

続きまして、5ページ目でございます。AD措置による効果、ここは皆さんご存じのところかもしれませんが、一度整理をさせていただきたいと思っております。ダンピング品の価格

に対してAD措置を講ずることによって、ダンピング輸入が著しく減少するということ。
2番目といたしましては国産品の販売価格の持ち直し。3つ目といたしまして、企業全体へのプラス効果が期待できる。もう少し大きくいえば、雇用へのプラス効果や消費へのプラス効果といったことも期待できるのではないかと思います。

6ページ目でございます。具体的な事例を見ていきたいと思いますが、まず1点目、ダンピング品の輸入が著しく減少する例でございます。一目瞭然でございますが、暫定措置及び確定措置を行った結果、ダンピング品の輸入が止まっているというのが見て取れるかと思えます。

また、7ページ目でございますが、国産品の販売数量及び売上が増加したといった事例でございます。

続きまして、8ページ目に移らせていただきたいと思います。ここから本日ご議論いただきたい論点に移るわけでございますが、冒頭の繰り返しにはなりますが、アンチダンピングが活用されないボトルネックといたしまして、1点目、制度に対する理解度の不足、2点目、申請から調査の開始に至るまでのコストに対する懸念、3点目、関係者との利害対立に対する懸念、このように我々としては整理できるのではないかというふうに考えているところでございます。

1点目、2点目につきましては、先ほど申し上げましたが、一定の対策をとることによって相談件数そのものは、肌感覚ではございますが、増加しているというふうに考えております。一方で、3点目の関係者との利害対立の懸念でございますが、ここについてはまだ懸念が払拭できていないと考えておりまして、道半ばではないかと思っております。

9ページ目以降、具体的なこれまで取ってきた措置についてご紹介をさせていただきたいと思えます。まず1点目、認知度・理解度不足に対するアプローチでございますが、産業向け・一般向けの説明会を開催してきたところでございます。今年について申し上げますと、7月に貿易救済セミナーとして実務担当者向けに行っております。また10月におきましては、国際貿易救済セミナーと銘打って、世界的な動向についてセミナーを行ったところでございます。

7月のセミナーにおきましては、どのようにアンチダンピングというものを申請すればよいのかといった具体的な申請の方法について、ハウツーに近いものだと思いますが、ご紹介をさせていただいたところでございます。また、10月につきましては、日本にとどまらず世界全体としてどういった動向なのかということ俯瞰するとともに、AD措置を活

用した企業の社長にパネリストとしてご参加いただいて、生の声をその場で語っていただき、参加した方々に対して措置の効果というものについてお話をいただいたといったところでございます。

次の10ページ目でございますが、これも認知度・理解度不足に対するアプローチですけれども、ことしの6月にホームページを抜本的にリニューアルいたしました。特に輸入統計品目番号、HS番号ごとの輸入量を可視化したモニタリングシステムや、自己診断ツールとして、AD措置を申請するに当たりコアとなるチェックポイント項目をリスト形式でチェックしていただける、といったような情報提供も進めているところでございます。

また、11ページ目でございます。月並みではございますが、メルマガといった形で、ADニュースレターで情報発信も2カ月に1回行っているところでございます。こちらは過去の調査事例の紹介や他国の措置発動の状況、有識者からのコメントを掲載しておるところでございますが、特に他国の措置の発動状況につきましては、自社製品の今後の予見可能性をこの情報から読み取ってもらうこともできると思いますし、また、第三者、有識者の方からコメントをいただくという形で、今回、小委員長でいらっしゃいます川瀬先生からのコメントをここでは掲載させていただいております。こういった形で、アンチダンピングについての理解を深めていただくべく、情報を発信しているところでございます。

また、12ページ目でございます。こちらは2点目のコスト懸念に対するアプローチでございますが、具体的には申請書のひな形といたしましてモデル申請書を提供しております。このひな形を提供することによって、申請者の作業負担の軽減が見込まれるのではないかとということで、ホームページ上でこちらも公開しているところでございます。

また、セミナー等で相談内容を紹介して、役所へのアプローチの心理的抵抗といったものを無くしていきたいと考えておりまして、例えば相談内容の例ということで、幾つかここにピックアップさせていただいておりますけれども、こういったことを文字化することによって、我々としても幅広く受け付けておりますといった情報を皆様方に提供しているところでございます。

また、相談に当たっては、全くノンペーパーで役所にアプローチするというのもどうかというところもございます。したがって、相談フォーム等も準備いたしまして、可能な限り埋めていただいて、それをもとにご相談いただければといった形で進めているところでございます。

続きまして、13ページ目でございます。こちらがボトルネックの3つ目に当たるリスク

懸念、今回の小委員会でご議論いただきたいポイントにつながってくるわけですが、まず1点目といたしまして、業界内調整の難しさというところについて焦点を当てさせていただきたいと思います。平成29年、一昨年でございますが、不当廉売関税に関する政令を改正いたしまして、業界内の合意水準というものをWTO協定並みに引き下げてきたところでございます。

加えて、業界団体名での申請要件等も緩和いたしました。具体的に参考事例として下の表に載せておりますが、例えば申請時に必要な業界内の合意要件の緩和ということで、おおむね50%以上の生産高を有する者での申請がこれまでは必要だったわけですが、ここを25%に改正するとか、あとは2つ目でございますが、団体名で申請する場合の要件緩和ということで、これまでは過半数以上が生産者である必要があったわけでございますが、ここを構成員の2以上の者で生産していれば申請が可能と、こういった取り組みを進めてきたところでございます。

ですが、いろいろとご意見を伺っておりますと、まだまだ多くの業界では、同業他社で足並みをそろえたいといった認識が強いという声をお聞きしております。その理由といたしましては、同業他社が申請に同調してもらえない、フリーライドを許すことになってしまうのではないかとといったことや、AD申請を持ちかける行為そのものが社内の法務からコンプライアンス上許されていない、独禁法に抵触するのではないかとといった不安があるということ。あと、業界調整に要する多大な労力、時間、費用といった点から、足並みをそろえて進めたいのだといったような理由をお聞きしているところでございます。こういった懸念に対して、どういったアプローチが考えられるのだろうかといったご意見をいただければと考えております。

14ページ目でございます。次のページでございますが、リスク懸念その2ということで、ユーザー企業との関係についての懸念でございます。当然ユーザー企業にとってみれば、原材料の調達コスト低減というのは重要な課題でございますし、よってもってアンチダンピング税が賦課されることによって原材料コストが上昇すると、ユーザー企業としては反発するといった可能性は当然考えられるわけでございますが、一方で、国内生産者、ユーザー企業の反発を必要以上に恐れることによって申請を踏みとどまるケースというものもお聞きしております。この指摘に対してどういったアプローチが考えられるのだろうかといったのがこの2点目のポイントになるわけでございますが、例えば相互理解に向けたコミュニケーションをとっていくのは有効なのだろうか等々、こういった点についてご議論

をいただきたいというふうに考えておるところでございます。

最後、15ページ目、また再掲ではございますが、改めてポイントでございます。こういったポイントにつきましてご議論をいただきたいと考えております。

以上、説明を終わらせていただきたいと思います。

○川瀬小委員長 平林室長、どうもありがとうございました。

それでは、以上のご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご議論をいただきたいと思います。今日は、どちらかといえば今お示しの最後のページに「本日ご議論いただきたいポイント」というところがございまして、ここに書いてある項目について、委員の皆様には有識者としていろいろお知恵を拝借したいというのが事務局の趣旨だというふうに理解しておりますので、どうぞ自由に、いろいろおっしゃりたいことをこの場で共有していただけたらというふうに思います。

早速札が上がっておりますので、松本委員からどうぞお願いします。中谷委員も上がっていますね。では、松本、中谷、安藤の各委員の順番でよろしく願いいたします。

○松本委員 説明いただき、ありがとうございます。改めてアンチダンピングの提訴に向けていろいろな制度が導入されているというのが良く分かりました。モニタリングシステムとか相談フォームとかいろいろ工夫していただいて、私たちも事業者団体として、こういう制度があるよというのを周知していきたいなというふうに思います。

今日の議論のポイントなのですが、まさに平林室長からご指摘いただいたように、独禁法上の問題というのは大きな障壁としてあるのかなというふうに思っております、一つの考え方としまして、カリ電解工業会の水酸化カリウムの事案で事業者団体が起点になったわけなのですが、事業者団体を起点にアンチダンピング申請をしていくというのは一つのアプローチかなと思っております。というのは、各種委員会がございまして、統計をとっている団体もありますから、非常に馴染みやすいのかなというところがあるのですが、ただどこまで情報交換していいのかというのは、各社、独禁法というのはコンプラの一丁目一番地みたいところがありますから、かなり慎重にならざるを得ないというところがございます。

その観点から、経済産業省なり公正取引委員会なりが共同していただいて、ここまで情報交換していいよというようなガイドラインとかあれば、企業担当者としては、ここまで話していいのかなという形になりまして、さらに背中を押していただく形になるのではないかとこのように理解しておりますので、この点ご検討いただくと非常にありがたいか

なというふうに思っています。

○川瀬小委員長　　ありがとうございました。

では、とりあえず、引き続きご意見をひとあたり伺ってしまいたいと思いますので、中谷委員。

○中谷委員　　ありがとうございます。私から3点申し上げたいと思います。

第1に、13ページにあります同業他社で足並みを揃えたいという認識は、まさに日本企業ならではのだと思います。以前、京都議定書の履行の中核をなした経団連環境自主行動計画について検討したことがあります。温暖化対策を各業界で行ったわけですが、同業他社の目を気にする日本企業の行動パターンが良い方向に作用したこともあって、我が国は6%の温室効果ガス削減をきちんと達成できました。

ADについては、同業他社の目を気にする行動パターンが萎縮方向に働いてしまっているようですが、AD申請をしようかどうか迷っている企業には、AD申請をすることは結果として国際経済秩序をより良くする、利己的な行動ではなく一種の国際貢献でもあるという意識を持っていただきたいと思ひますし、経産省としても、セミナーなどでそのような一層の啓発をしていただければと思ひます。

なお、アメリカ、インド、中国のAD発動件数が非常に多いのは、ダメもとでも積極的に主張する、よくしゃべるといふ、日本とは真逆の国民性と無関係ではなく、日本がここまで増やすことは国民性からいっても無理だと思いますけど、少しでも増えればと思ひます。

第2に、コストや手間のかかるAD申請をサポートできる体制を整えることが重要だと思います。以前ありました公正貿易センターのようなものが復活すればベストでしょうが、それはおよそ現実的ではないとしますと、個別相談を幅広く受け付けるとともに、弁護士事務所に比較的安価で依頼できるような体制を整えていくことが重要だと思います。また、セミナーでAD申請企業の社長が登壇したことは、とても良かったと思ひます。

第3に、独禁法の解釈の明確化のために、経産省としては公正取引委員会とより一層の意見交換をして、AD申請に関して公取委の理解を求めよう、一層の働きかけをしていただければと思ひます。

以上です。

○川瀬小委員長　　どうもありがとうございました。

では、安藤委員お願いします。

○安藤委員　ご説明どうもありがとうございました。

一番気になっていた点は、既に一人目の方がおっしゃっていた内容ですので、ちょっと繰り返しになりますが、大学の研究者の立場からも今回の話を聞いて一番気になったところは、AD申請のときに独禁法がどこまでだったら抵触して、どこまでが抵触しないのかがはっきりしないということが良くないのかなという点です。その不安を取り除くために何ができるのかは具体的にわかりませんが、ここまでだったら少なくとも大丈夫だというような情報が何らかの形で明示されれば、アンチダンピングを実際に使うかどうかということはともかく、少なくともより公正な貿易のために本当に必要な時には動けるようになるのではないかなと思いますので、経産省だけで出来ることではないと思いますが、何らかの指針があるといいのかなと思いました。

もう一点は、同業他社が申請に同調しないというような話に関してです。足並みをそろえたいとかという話がありましたが、日本の場合はそもそも訴訟文化ではなく、アメリカ、インド、中国などのとにかく打った者勝ちだという感じでアンチダンピングを打ってしまうという話とは違うことに加え、同調しないときには何らかの理由があると思うのです。それが何か、私の方ではわからないのですが、例えば様々なコスト、時間コスト、物理的なコスト、いろいろなものがかかるときに、それを払ってまで申請するほどの影響があるとは考えていない企業もいるのかもしれませんが。輸入品の価格が安いイコール、アンチダンピングの対象という訳ではないはずなので、同調しない理由がもう少し何らかの形ではっきりしてくると、今後どういう対策をしていけば、より望ましい方向に行くための施策が考えられるのかなと思います。文化的な部分はそんな簡単に変えられないとしても、それ以外で申請に同調しないのであれば、もしかしたらそれはコスト的な理由など他に理由があるかもしれないので、そこも含めて現状がもう少し把握できるといいのかなと思いました。

以上です。

○川瀬小委員長　ありがとうございました。

鍵山委員、お願いします。

○鍵山委員　先にご報告された方で大体言い尽くされてしまっていたようなのですが、私たちの業界もいろいろなアンチダンピングの案件を検討することなどを経験したことから考えてみますと、ユーザー業界の反応というのが一番気になるのかなというところは思っております。大分古い話ですけど、我々がポリエステルをやったときには、ユー

ザー業界が中小企業中心であったということで業界団体ベースで話ができたとということで、コスト以外のところでかなり理解は得られたということですが、別件で表には出なかったのですが、検討する際にはユーザー業界、特にそこに大手企業ですとか、その先の川下に大きなところがあるところについては、皆さん、業界内でのコンセンサス形成というのは相当難しかったような気がするというのが感想でありますので、ここはご指摘のとおり、何らかのやり方というのが必要かなということでありました。

それから、同業他社のところというのもまさにそのとおりで、実は業界団体などには数年に1回か2回ぐらいは、こういう安値で困っているという相談は来ることは来るのですけれども、その時に言うのは、この安値で入ってくる物がA社ですとかB社にとって本当に困っているかどうかということをはなかなか知るすべがないというところで、そこが難しいということ。業界の中でも、いろいろな公式統計あるいは業界統計を整備して、例えば皆さんで共有できる統計、事務局で預かって逆流しないような統計、あるいはそれ以外のものというふうにいるいろいろ切り分けてはいるのですけれども、知りたいところというのが、なかなか独禁法ですとかコンプライアンスの関係で共有できない部分というのがあるので、その辺りをどういった形でやっていくかということが一つ問題かなと思った次第です。

簡単ではありますが以上です。

○川瀬小委員長　ありがとうございました。

宮崎委員、お願いいたします。

○宮崎委員　日本政府にはツール等を整備いただきまして、どうもありがとうございました。

まず、ユーザーとの関係ですが、鍵山さんからもお話があったとおり、我々がAD申請を行おうと動くときには、ユーザーとの関係が最も気になるポイントであることは間違いないと思っています。どの需要業界に影響があるか等を常に意識しながら、AD申請に向けた動きをしているということです。

一方、海外の事例で、AD申請の動きをユーザーに知られないように進める必要があると認識している国があります。ユーザーがAD申請の動きを知ると、調査当局に対して、調査を開始させないよう圧力をかける可能性があるため、申請の動きを外に知られないようにしながら調査開始まで進めたいと考えている事例です。尚、この事例においても、ユーザーの理解を得ないと先々の商売等に大きな影響があることから、ユーザーへの理解活

動は重要と思われます。

このような中、今回、日本政府がモニタリングシステムと自己診断ツールを整備いただいていることは、非常にありがたいと思っています。日本政府が作成したツール等に基づき、不公正な安値での輸入品により被害を受けていることを我々が客観的に証明し、ユーザーの理解を得るという点で、これらのツール等の充実は極めて重要と思ひます。鉄鋼連盟でも鋼材輸入に関するモニタリングを行っていますが、業界団体のシステムですので、ユーザーの理解を得るといふ観点において、日本政府のツール等を活用することは極めて大きな話であろうと考える次第です。

次に、業界が一致して動くという観点についても、ユーザーとの関係が非常に重要です。即ち、業界内に1位メーカーから数社があり、ユーザーとの個別商談の中で厳しいプレッシャーを受けている中で、一枚岩にならずに、「自分はニュートラルです」と言いたい会社があつても普通の話ですので、そのような中で業界調整していくことは非常に難しい問題です。

また、コンプライアンスの問題が出ましたが、本件については必ず弁護士さんを起用して、どこまでの情報共有等が出来るかを相談しながら進めることから、これが対応コストに大きく反映します。皆様がおっしゃっているとおり、コストを掛けずにどこまでの業界調整ができるのかを知ることができると、ADに向けた動きが一段と動くのではないかと思ふ次第です。

私からは以上です。ありがとうございました。

○川瀬小委員長　ありがとうございました。

千原委員、渡井委員の順番でお願いします。

○千原委員　もう既にほかの委員の方々からコメントがされたポイントではありますけれども、こういった同業他社と足並みをそろえてアクションに走るといふことの進め方が結構難しいのかといふふうに感じております。私どもはIT業界ではございますが、例えば何らかの入札があるときは当然のこと、入札がないとき、普通の会合でも、同業他社とのミーティングがあるようなところには行くな、そもそも行くな、みたいなことを、コンプライアンスをつかさどる部署から言われます。ましてや、そんなところで価格の話をするなんてとんでもないといふことで、もしもどうしても同業他社の方と一緒にいる機会があるならば、そこで議事録をちゃんとしたものをとるとか、あるいは後々第三者の視点からみて、これは正当なものなのですよといふのを説明できるような確証をちゃんとそろえ

ておけ、というふうに担当部署から言われます。そういった中、こういう動きをするに当たって、なかなか同業他社同士では動きにくいのかなというふうに感じます。

その対策として、例えば何らかの場、あるいはそういうのを招集するときに、経済産業省さんなり第三者的な弁護士の方が同席をされるとか、そういったような手法が必要なのかなというふうに感じております。

以上です。

○川瀬小委員長 渡井委員、お願いします。

○渡井委員 渡井でございます。実務を何も知らない状況でございますけれども、3点ほど申し上げたいと思います。

1点目は、先ほどからお話が出ております同業他社が申請に同調しないという問題ですけれども、アンチダンピングの措置の発動については、当然ユーザー企業の意向というのはあるのですが、本来は、業界全体にとってはプラスとなるはずのことと思います。その点を考えますと、フリーライドなりクリームスキミングという事態はやはり避けなければならないと思いますので、複数の業者がある業界については、申請コストの分担というような仕組みが考えられないかという印象はございます。

2点目は、ユーザー企業にとっては当然マイナスになり得る話であると思いますが、アンチダンピングの措置が活用されないままに放置されていたならば、国内産業の衰退につながって、結果的には海外企業の独占を招きかねないという点は、説明がもっとなされてしかるべきではないかという点でございます。

最後の点は、きょうの議論のポイントからは少し離れるかもしれませんが、今までアンチダンピングの措置の発動が少なかったということは、発動の対象となる状況が生じていなかったのではなく、そのままにしていたということであったというように理解をいたしました。その意味では、これからアンチダンピング税を活用していこうということは、方針の転換とも海外にとっては映るのではないかと思います。その点は反発も予想されるところかと思っておりますので、公正な競争のためには必要な措置であるということと同時にアピールしていく必要があるのではないかと考えました。

以上でございます。

○川瀬小委員長 どうもありがとうございます。

では、所定の時間が来ておりますので、藤岡委員からご意見を伺って一応最後とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○藤岡委員　ただいま各委員からご提案になられた、あるいは意見がありました点を含めて、実際的に活用を進めていくためにはいろいろなアプローチが必要でございますから、積み重ねてやっていただきたいと思いますと思っております。

1点だけ。ただ今いろいろな委員のご発言にもございましたとおり、本措置は公正で自由な貿易を確保するために必要な措置であるという原点を忘れてはいけないと思っております。本年の大阪G20サミット首脳宣言で、冒頭、飯田部長もおっしゃられましたとおり、公正な競争条件の確保といった趣旨が謳われています。これは皆さんご案内のことでございますけれども、現行のGATT第6条の文言は、1947年当初のGATTと同じ文言でございます。厳密にいきますと、1954年、55年に若干技術的な修正はございましたけれども、基本的には、本措置はGATTの自由で公平・公正な貿易を發展させるGATTの根幹の制度の一つで、かつ当然に、それはビルトインされた自由な貿易を実現するために必要な制度であるという原点を忘れてはいけないと思っております。

発動の要件として、不公正な競争条件がある。個々の不当廉売を是正するのが直接的な効果でございますが、根本にある理念は、自由で公正な貿易を確保するための措置であるという点でございます。その点は、我々、ある特定の業界を守るためではなくて、国際貿易体制を自由で公正なものとし、もって加盟各国の産業を發展させる、経済を發展させる措置であるということであると思っております。

したがって、実際的に松本委員、他の委員から言われて、なるほどそうなのかなと思いましたが、原理的には公取が問題にするような、もちろん、GATTの名を語って独禁法に反するような措置をやっていいものではございませんけど、もともと、現行であれば、ウルグアイラウンド以降のアンチダンピング協定でも、第6条1.11で、利害関係を有する者の中には団体が含まれるということが書いてございます。現行の不当廉売に関する政令第10条でも、関係生産者等の中には団体が含まれるということがあって、アンチダンピング措置の発動にあっては、国際法的にみても国内法的にみても当然に業界の団体の存在があり、その中で証拠提出等について協力を求めていくというのはビルトインされた制度で、国際的に当たり前のことでございます。

そういった点について、恐らく公取にも適切にご説明になれば、過度に業界団体のプロセスは問題になるようなものでは決してないということでございます。もちろん公取固有の問題については公取と丁寧に意見を交わす必要があると思っておりますけれども、総論といたしまして、本措置は、公正で自由な国際貿易を達成するための1947年GATT以来の制度

であり、その中には、当然経済界、各企業、そして各業界団体の存在も含まれているもの
だということを申し上げたいと思います。

○川瀬小委員長　　どうもありがとうございました。

平林室長、何かレスポンスはございますか。

○平林特殊関税等調査室長　　各委員の皆様方、どうもありがとうございました。

特に独禁法のところ、いろいろ意見を賜ったところでございます。また、アンチダンピング措置の考え方につきましても藤岡委員からお話があったのですが、しっかりと措置の趣旨を踏まえて対応をすべきということかと思っております。

本日の議論をしっかりと踏まえまして、我々当局といたしましても検討していきたいと思っておりますので、引き続きご協力のほどお願いいたします。ありがとうございます。

○川瀬小委員長　　小委員長として、一つお願いというか総括なのですが、独禁法の話が各委員全てから提起されておまして、藤岡委員が最後におっしゃったように、こんなものは公取がどうこう言う話でないのではというのは、まさにそのとおりではあります。他方、業界・企業を代表されている委員のお話を伺うと、社内のコンプライアンスが結構問題だということになります。そういうことであれば、これは経済産業省としてきちんと公式に公取と協議して終局的にはガイドラインを作るということなのだと思いますが、それに向けて何らかのスタディーというか、まずは有識者からヒアリングを行うべきだと思います。

今日のご欠席なのですが、多分一番適任なのは服部委員で、貿易救済の研究会も私と一緒にしておりますし、彼女はもちろん独禁法の大家でもいらっしゃるわけですが、タイプでいうと、それこそ松下満雄先生のような経済法出身の国際経済法学者、私も、恥ずかしながら経済法出身の国際経済法学者なのですけれども、そういう方もいらっしゃいますので、少しそういう専門家からまずヒアリングをして、論点を洗い出すとかいう話から始めて、最終的には公取と協議をするところへもっていただくとありがたいなというふうに考えます。

藤岡委員がおっしゃったとおりでありまして、現行のアンチダンピング協定も5.1条をみますと、ダンピングの調査開始申請というのは、国内産業によって、または国内産業のために行われるというふうに、明確に定義をされているわけでありまして。なおかつ5.4条をみますと、少なくとも国内生産量の25%を占める生産者の賛成がないと調査開始できないわけでございます。もちろん、寡占的だったり非常に大きな生産者がいるところというのは、

それで25%、簡単にこの数字はとれるのかもしれませんが、中小が非常に多く存在しているような業界というのは、どうしても業界の中で話をしないと、この足並みというのはなかなかそろいくらいだと思います。そこを一つまずクリアしないといけない。

ユーザーとの関係というのは、各企業、産業でご努力をいただく部分というのはあるかもしれませんが、その前段階として、まずは独禁法の話をご政府としてクリアできなければ、貿易救済制度を使ってくださいと言ってもそれはなかなか使っていただけないということなのかなと思います。是非そこは、具体的なアクションを何らかの形で起こしていただきたいというふうに思っております。

2. 中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する不当廉売関税の課税に関する調査の開始について

○川瀬小委員長　それでは、時間が押しておりますので、2つ目の議題のほうに移らせていただきたいと思います。中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する不当廉売関税の課税に関する調査開始について、事務局からご説明をお願いいたします。

これは平林室長と村山素材産業課企画調査官からご説明をいただきたいと思います。資料3をご高覧ください。

○平林特殊関税等調査室長　それでは、資料3に基づきましてご説明させていただきます。

今、小委員長からお話がありましたとおり、中国産のトリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する不当廉売関税の課税に関する調査の開始の件でございます。本年の8月でございますが、大阪に本社を置く大八化学工業株式会社から、本件につきまして課税を求める申請書の提出がございました。本企業は、従業員260名程度の中小企業でございます。

貨物の概要につきましては、村山企画調整官からご説明をよろしくお願いいたします。

○村山企画調整官　素材産業課の村山でございます。私のほうからは、トリス（クロロプロピル）ホスフェート、TCP Pについてご説明申し上げたいと思います。

資料3の1ページ目をご覧くださいと思います。TCP Pは、無色から淡黄色透明の液体でございます。リン系の難燃剤として使用されております。具体的には、建築用ウレタン断熱ボードを製造する際に難燃剤として添加するほか、現場施工の吹きつけ発泡

ウレタンに難燃剤として添加される場合もございます。このほか自動車、電気、電子用ウレタン系素材の部品などに添加する難燃剤としても使用されているところでございます。

難燃剤であります。通常、石油由来で燃えやすいプラスチックに添加することで、そのプラスチックを燃えにくくするものであります。住宅建材を初め自動車、家具、家電など、私たちの身の回りの製品に幅広く活用されている不可欠な素材となっているところでございます。この難燃剤は、その構成成分に応じましてリン系のもの、ハロゲン系のもの、無機系のものなどに区分できますけれども、世界的にはハロゲン系は規制傾向にありまして、リン系難燃剤の市場は拡大傾向にあるところでございます。

次に、TCP Pの製法についてご説明申し上げたいと思います。TCP Pは、黄リンに塩素を反応させて三塩化リンとした後、酸素と反応させてオキシ塩化リンといたします。これを原材料といたしまして、オキシ塩化リンと酸化プロピレンを一定の条件下で反応させることでTCP Pとなります。

このようにTCP Pの生産には黄リンが不可欠であります。黄リンの生産国は主に中国、米国、ベトナム、カザフスタンの4カ国に限られております。特に中国は世界最大の生産・需要を占めているほか、他国に対しまして輸出税を課すなど、圧倒的優位性をもっているところでございます。

このような背景の中、TCP Pを含むリン系難燃剤の市場は中国系による寡占が進んでおりまして、我が国でTCP Pを生産するのは大八化学工業ただ一社となっております。仮に中国による不当廉売により国産TCP Pが無くなった場合には、住宅、自動車等の生産に不可欠な素材であるTCP Pの供給源が中国のみとなりまして、素材の安定調達に影響が出ることを大変懸念をしているところでございます。実際には、中国産の安価なTCP Pにより大八化学工業は原価割れでの生産を余儀なくされていることから、幅広く産業用途に不可欠なリン系難燃剤の国内生産へのこれ以上の悪影響を防ぐためにも、しっかりと不当廉売の有無について調査を行っていただきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○平林特殊関税等調査室長　　続きまして、申請書の概要について簡単にご報告させていただきます。

2ページ目でございます。申請書の概要でございますが、ご案内のとおり、ダンピング輸入の事実と本邦産業に与える実質的な損害の事実、それらに関する因果関係、この3点について申請書に記載することになっておりますが、その3点について検証したところで

ございます。

まず、1点目のダンピング輸入の事実に関してでございますが、不当廉売差額率は30～60%の間ということで申請書では記載がなされているところでございます。

2点目、実質的な損害の事実でございますが、中国産のTCP Pの輸入量が国内の需要に占める割合は高い水準で推移しているということ、もう一つ、国内の販売価格でございますが、中国産が国産品を常に下回り続けているということでございまして、中国産に引きずられて申請者は当該価格の引き下げを余儀なくされているといったところでございます。

したがいまして、今、村山企画官からお話がございましたが、申請書のTCP P事業につきましては大きな赤字に陥っているということが申請書の概要では記載されているところでございます。

当局におきまして検証いたしましたところ、調査開始に当たっての十分な証拠があると必要が認められたところでございまして、本年の9月26日に調査を開始したといった経緯でございます。

今後でございますが、調査の手続、3ページ目でございます。原則として調査は1年以内に終了することとされておりますので、来年の9月中旬ごろに最終決定ということを目指して今調査を進めているところでございます。

以上でございます。

○川瀬小委員長　　どうもありがとうございました。

では、本件につきまして何かご質問等ございましたら、札を上げていただければ幸いです。では、安藤委員お願いします。

○安藤委員　　個人的にどうなっているのか知りたいという部分もあるのですが、先ほどのご説明ですと、中国が世界的にみて生産の大部分を占めているという話でしたが、この場合に、正常価格をどのように捉えているのかということと、品質の違いの問題はあるのかないのかというところが気になりました。価格だけでみたら、例えば日本が生産しているものは品質が高くて、中国が作っているものは品質がかなり低いために価格が安く抑えられているという可能性もあるとは思いますが、品質の違いによる価格の違いがあるのかないのかを含めて、もしお話しして構わないようなことがあればお聞きしたいなと思いました。

以上です。

○川瀬小委員長 平林室長、お願いします。

○平林特殊関税等調査室長 現在調査中のごさいますて、詳細についてはなかなか今ここで申し上げることはできないのですが、一般的に申し上げますと、中国につきましては法令上、市場経済であることが立証されない限りにおいて、非市場経済であるとして正常価格を算出することが可能となっております。その場合、通常であれば、同じ産品を生産している国の中から中国に最も近い経済状態にある国を代替国とし、代替国国内で流通している価格を正常価格として用いるということ、2点目といたしましては、第三国に輸出するに当たっての価格を正常価格として使うということ、もう一つは、構成価格と申しまして、生産費に管理費、販売経費、一般的な経費及び通常の利潤を加えた価格を使うということのいずれかを用いますので、これらの手法で正常価格を算出しているところでございます。

○村山企画調査官 2点目の品質のところにつきましては、特に国によって差があるということはございません。

○川瀬小委員長 ありがとうございます。

他の委員、特に本件についてはよろしいでしょうか。

調査状況については、また別途、委員会を開く機会がございましたら、そちらのほうでご報告をいただけるということかと存じます。

これをもちまして第1点目の「日本における貿易救済措置の活用動向と政策取組について」をご議論いただくとともに、2点目として「中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する不当廉売関税の課税に関する調査の開始について」のご説明を頂戴して、本日の議題は全て終了したということでございます。

1点目について各委員から、ほとんど全員から、ADの活用を活性化させようという非常に熱い思い、コメントをいただいたというふうに理解しております。今後もアンチダンピング措置等貿易救済問題につきまして、時機を捉えてこの小委員会で議論させていただきたいというふうに考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

お問合せ先

貿易経済協力局 貿易管理部 特殊関税等調査室

電話：03-3501-3462

FAX：03-3501-0992